

# 論文の内容の要旨

## 国際教育協力プロジェクトの公平性効果の探究

田中紳一郎

### 1. 問題関心

教育において公平性は最重要理念の一つで、SDG4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」にも掲げられる。他方、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が1991年に定めた、政府開発援助の5原則「妥当性、効率性、効果、インパクト、持続性」に、「公正」や「公平」は表側に現れない。国際教育協力はDACの5原則を規範に実践されるが、同原則は公平性を直接明示していないのである。他方で、事業効果や効率にかかる説明責任要請の厳格化は、公平性効果を狙う一見野心的な目標設定を避け、「短期間に」「穏当に」「達成可能な」目標設定に関係者を誘導するように思われる。こうした状況において、国際教育協力の実践方法たる「プロジェクト」が、どのような公平性効果を企図し、実際にどのように／どのような公平性効果をもたらすか、という点が筆者の研究関心である。

### 2. 論文の構成と研究設問

上記の問題関心の下、本論文は下表に示した研究設問と、これを検討する各章から構成されている。

研究設問	章構成
設問1：プロジェクトはどのような公平性効果を企図しているか（設問1）	1章 国際教育協力の公平性
設問2：プロジェクトはどのような公平性効果を実現するか	2章 国際教育協力の効果：公平性効果はどの程度検証されてきたか？
（設問2-1）効率と公平のトレードオフ：プロジェクトにおいて効率と公平は両立するか	3章 先行研究の到達点と本稿の問い
（設問2-2）公平性効果の裨益に浴さない「置き去	4章 国際教育協力プロジェクトの評価文書にみる公平性
	5章 ネパールの自律的学校経営（SBM）支援の公

<p>り」層はどの程度存在するか (設問 2-3)「置き去り」層の特徴は何か</p>	<p>平性効果 6章 セネガルの授業研究活性化支援の公平性効果 7章 ラオス：地域の協力と授業改善 8章 終章—結論、考察、政策的示唆、残された研究課題</p>
--	--

### 3. 分析方法

本論の分析方法、方法論の概要は次の通りである。

- テキスト分析：国際教育協力プロジェクトの評価文書（国際協力機構の評価ガイドライン4編と110のプロジェクトに関する212の評価文書）
  - 事例研究：国際協力機構の国際教育協力プロジェクト3例（2010年代）
    - ネパール（自律的学校経営）：校長の学校改善計画（SIP）にかかる効用感（退学抑止、未就学児減少、学びの改善）
    - セネガル（授業研究の活性化）：教員、生徒の内容理解
    - ラオス（脆弱校への追加的支援（基礎学力向上研修）を含む学校運営支援）：留年率に着目
- 事例研究における焦点
- 公平性効果の定義：プロジェクト介入の前後で、支援対象に内在する格差を縮減する変化
  - 簡易な集計結果による分析
  - 置き去り層の捕捉：効果的学校論の着眼を援用し、同様に社会経済的に困窮する地域や、事前の指標下位層における事後の変化へ着目

### 4. 結論

上記に示した分析、検討を通じ、本論は以下の結論を得た。

#### 4.1 結論1：「公平性」は国際教育協力の規範的理念だが、実践ではほぼ不問である

「公平性」は教育や国際教育協力の規範的理念として定着する一方、多くの先行研究が介入の効率性や効果に貢献する因子の探求に焦点を置く中、介入の公平性効果に着眼するものは非常に限定的であった（第1、2章）。

また、国際教育協力プロジェクトの設計、実施において、そのプロジェクトがもたらす公平性はほぼ不問の状況であった。テキスト分析（第4章）によると、プロジェクト設計（目標、成果、活動、指標、エンドライン、ベースライン調査）において何等かの公平性言及があるものは全体の5%弱（5/110プロジェクト）に留まる。プロジェクト設計や評価にて「公平性」は不問であってもプロジェクトは成立し、実施されるのである。

#### 4.2 結論2：プロジェクト評価にて公平性は不問だが、プロジェクトは一定の公平性効果を発現する

プロジェクト設計、実施において公平性は「不問」であっても、プロジェクト実施の前後では公平性効果が認められた。プロジェクト介入の前後で、支援対象に内在する格差を縮減する変化が観察されたのである。評価・原則における公平性の「不問」は必ずしもプロジェクトの公平性効果の「不在」を意

味しない。

ネパール事例（自律的学校経営：SBM 支援）では、支援のない場合には恵まれた学校に有利な状況が温存され、脆弱校の学校改善計画の効用感が醸成されず公平性に乏しい。しかし、研修等の施策支援がなされると脆弱校の効用感が増進した。また、セネガル事例（授業研究の活性化）では、事前の成績が低得点であった教員の、事後の伸長が顕著であった。さらに、ラオス事例では小規模校は他に比較し諸指標が劣位にあったが、事後にはその格差は縮減した。当該介入は、同国の教育開発上の課題とされる不完全校が多く含む小規模校の指標改善に貢献したといえる。

#### 4.3 結論 3：プロジェクトの公平性効果は「効率」と両立する

プロジェクトの地平では、公平性効果と効率は、トレードオフではなく両立する。むしろ公平性の改善が効率性改善に不可欠である。セネガル事例では、教員や生徒テストにみる学習内容理解のスコアの向上し、同時に教員間・生徒間の格差が縮減した。ラオス事例においても、学校の総就学率、留年率、退学率の改善と同指標にみる学校間格差が縮減した。両事例を通じ、事前の指標がより劣る層において、事後の改善幅がより大きい傾向も明らかとなった。

#### 4.4 結論 4：プロジェクト内の脆弱層への追加的支援は、公平性効果をさらに増進する

プロジェクトの支援対象に内の脆弱層を対象としたプロジェクトによる追加的措置は、プロジェクトの一律的介入では達成できない更なる公平性効果を認めることができる。ラオス事例（第 7 章）では、総就学率、留年率下位 10%の学校に対して追加的な研修機会が提供され、これら学校の各指標は更なる改善をみた。これらの追加的措置の前後で、追加的措置のない「補講なし群」との格差は縮減し、支援対象校総体の平均の底上げに貢献した。

#### 4.5 結論 5：効率と公平の関係性には中期的なダイナミズムが存在する

プロジェクト単体の「短期」を超えた中期的な時間軸で捉えると、プロジェクト介入直後には公平性効果が高まるが、その後いったん低調となり、中期的（7～10 年程度）の継続的な介入の後には再度公平性が高まる、「公平性効果の U カーブ」状のダイナミズムが認められる（第 6 章、セネガル事例、教員の教科内容理解）。また成績が最も増進する時期については、教員と生徒の間にタイムラグ（教員は介入後 3-4 年、生徒は介入後 7 年後）が観察された。生徒の学びの公平性効果の実現の観点からも、中期的な分析と支援取り組みが重要である。

#### 4.6 結論 6：「置き去り層」：プロジェクトの公平性効果には限界がある

残念ながら、プロジェクトはその支援対象に一様には裨益しない。その公平性効果の限界を端的に示すのが「置き去り層」である。プロジェクトの公平性効果が検知される一方、介入裨益に浴さない置き去り群の存在が 3 事例（ネパール、セネガル、ラオス）を通じて描出された。置き去り群の占有率は定義により異なるが、数%から 20～30%程度の支援対象（学校、教員、生徒）が介入裨益に浴さない。ネパール事例では 3 割程度（20/59 脆弱校の校長が SIP 効用感を得られない）、セネガル事例では 1 割程度（13/102 校で教員の成績が事後に低下）、ラオス事例では、追加的措置にも関わらず、2 割程度（141/748 校の留年率が事後に低下）が「置き去り」にされた。

## 5. 研究の意義／先行研究への貢献

途上国を対象とした学校効果研究が本論の貢献する研究領域である。国際教育協力の効果検証においては、公平性効果も、効率や効果など他原則と同等に重要であるという問題提起、「公平性効果は不問でもプロジェクトは成立し、実施されれば公平性効果が効率と両立する」といった知見の新規性が本研究の意義である。また、プロジェクトの公平性効果の増進方策として 9 事項が提言された。さらに、下記の諸知見にも本稿の意義を見いだせられよう。

- 公平性効果と地域の参画：「置き去り」層を構成する学校では、地域と学校の関係性が脆弱で、学校外の関係者（地域住民）の、学校改善計画の上流過程（計画、実施、評価）からの参画が弱い（ネパール事例）
- 公平性効果とジェンダー：「置き去り層」の教員は、学歴、資格、経験年数、雇用形態において脆弱な特徴を有する。「女性」はそうした特徴の一つで、教員の性差が介入の公平性効果の制約因子としてふるまうように見える（セネガル事例）
- 「置き去り層」の予見マーカー試論：事後の「置き去り層」に現れる特徴は事前にも見いだせる場合がある。この性質を利用すると、事後の「置き去り層」をある程度の確率で事前に予見する「予見マーカー」として機能する可能性がある（ラオス事例）
- 公平と効率の両立：就学率、落第率や試験等は、理論的な上・下限値が存在し、指標は「天井効果」「床効果」の影響を受ける場合がある。この場合、プロジェクトの公平性効果を検出しやすい可能性がある（セネガル、ラオス事例）
- 「置き去り層」＝「効果のない学校」としての位置づけ：「置き去り層」の特徴は「効果のない学校」の特徴として表現できる。「効果のない学校」に予め着目することで、国際教育協力プロジェクトの設計、実施において公平性効果への着眼が主流化され得るだろう（終章）

これら知見は、プロジェクトの公平性を問う端緒であり、さらなる実証（特に統制群を伴う実証）を通じた研究の蓄積を要する。本論の総体的な意義は、国際教育協力プロジェクトの公平性効果という未開拓の研究領域を拓く端緒として有用な諸仮説の提示にあるといえよう。